

# 令和6年度下請状況実地調査結果について

R7.2.10  
入札監理課

## 1 調査方法

### (1) 調査目的

福島県元請・下請関係適正化指導要綱の遵守状況について実地調査を行うことで、元請・下請関係の実態を把握し、必要な指導を行い、元請・下請関係の適正化を徹底する。

### (2) 調査時期

令和6年10月～令和6年12月

### (3) 調査対象

令和5年度に契約した落札率が低い工事や下請構造が複雑な工事、下請比率の高い工事等を抽出し、調査対象業者を選定した。調査を実施した業者数は、元請会社6者、下請会社8者（一次6者、二次2者）の計14者。

### (4) 調査内容

#### ア 主な調査項目

- ① 下請契約及び変更契約締結の状況
- ② 下請代金の支払状況
- ③ 賃金支払状況
- ④ 社会保険加入状況及び法定福利費の支払状況
- ⑤ 施工体制台帳等の作成状況
- ⑥ その他県元請・下請関係適正化指導要綱遵守状況（下請への履行確認結果報告、下請報告書と下請金額等）

#### イ 調査方法

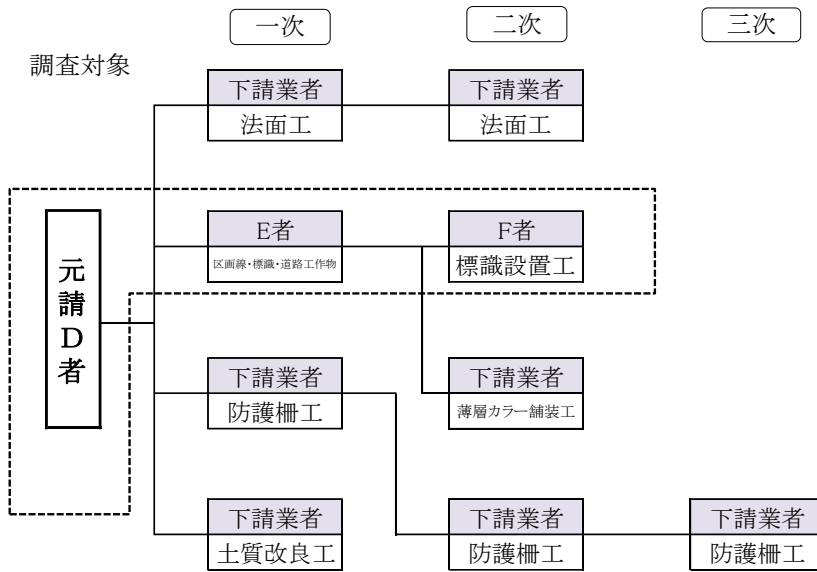
調査対象者を訪問し、下記の関係書類の確認・照合及び関係者（役員、現場代理人、経理担当者など）からの聞き取りを行った。

#### 【確認した関係書類】

確認項目	確認した書類
下請代金の決定に関する資料	見積依頼書、見積条件書、見積書及びその内訳書 など
下請契約から完成までの経過に関する資料	下請契約書（注文書、注文請書、基本契約書、基本契約約款）、下請変更契約書、完成引渡書 など
支払に関する資料	請求書、支払台帳、通帳、支払通知書 など
賃金支払いに関する資料	賃金台帳 など
保険加入状況に関する資料	保険者番号、保険料納付書
完成報告、履行確認に関する資料	完成届、検査結果通知 など



<施工体系>



落札率	89.56%	外注率	56.57%
下請業者数	9者(一次4者、二次4者、三次1者)		

1 選定理由

H24 以降の調査経験なし

落札率が 89%台と比較的低く、下請け業者の数も多いため、しわ寄せ等がないか確認するため選定。

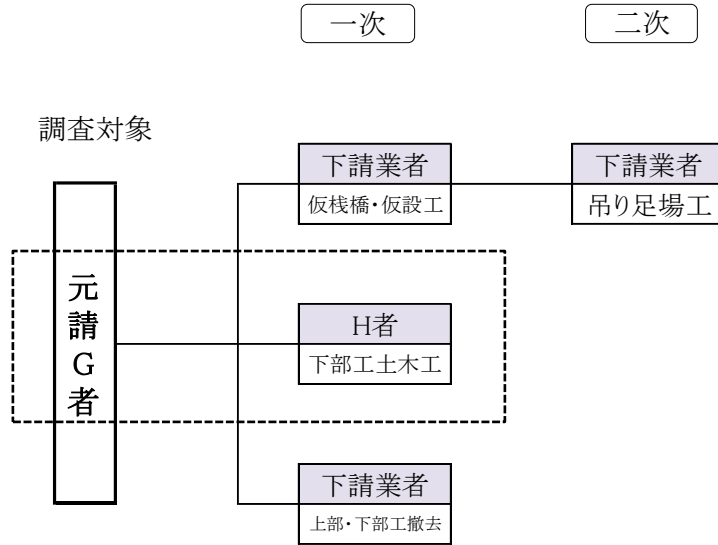
下請業者への実地調査は、請負金額が一番高いE者とその下請(二次下請F者)を選定。

2 調査結果

- ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。
- ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

指摘事項なし

<施工体系>



落札率	90.14%	外注率	58.28%
下請業者数	4者(一次3者、二次1者)		

1 選定理由

落札率が 90% 台と比較的低いことから、下請けへのしわ寄せ等がないか確認のため選定。

請負金額が一番高い仮栈橋・仮設工の下請業者は令和 5 年度に調査対象としていたため除外。

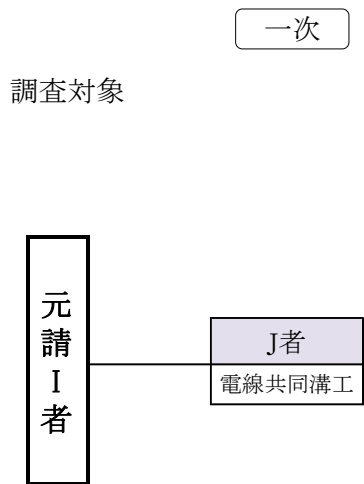
上部・下部工撤去の下請業者は県外業者であるため、H 者を調査対象として選定。

2 調査結果

- ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。
- ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

指摘事項なし

<施工体系>



落札率	89.90%	外注率	12.69%
下請業者数	1者(一次1者)		

1 選定理由

H24 以降の調査経験なし

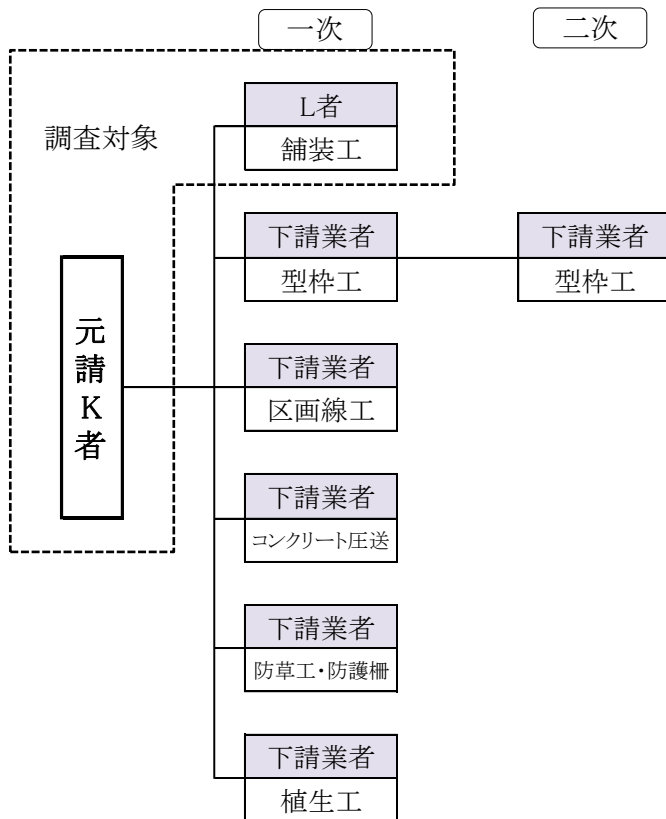
落札率が 89% 台と比較的低いことから下請へのしわ寄せ等がないか確認するため選定。

2 調査結果

- ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。
- ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

指摘事項なし

<施工体系>



1 選定理由

H24 以降の調査経験なし

落札率が 90% 台と比較的低いことから、下請けへのしわ寄せ等がないか確認するため選定。

下請業者への実地調査は、請負金額が一番高いL者を選定。

2 調査結果

- ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。
- ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

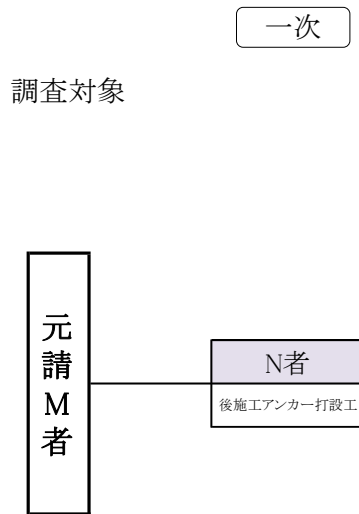
指摘事項なし

落札率	90.93%	外注率	9.36%
下請業者数	7者(一次6者、二次1者)		

工事6

道路橋りょう維持工事（照明設備）（いわき方部 当初契約額 1.3 億円）

<施工体系>



落札率	90.76%	外注率	0.14%
下請業者数	1者(一次1者)		

1 選定理由

H24 以降の調査経験なし

落札率が 90% 台と比較的低いことから、下請へのしわ寄せ等がないか確認するため選定

2 調査結果

- ・見積依頼書、見積書及び契約書について、書面で適切に実施していた。
- ・見積書に法定福利費の額が明示されていた。
- ・下請工事の工事代金の支払いは適正に行われていた。

指摘事項なし

### 3 事業者への指導

下請契約に不適事項がある場合、事業者に対して口頭指導を行うこととしているが、今年度不適事項が認められた事業者は0であった。

不 適 事 項	件数	指導した業者数
(1) 契約の不適 該当者なし	0件	0者
(2) 見積書への法定福利費額の不明示 該当者なし	0件	0者
(3) その他 該当者なし	0件	0者
計	0件	0者